

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外1名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成23年3月から亡母が死亡した平成29年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められたほか、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人二女について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成23年8月から平成24年8月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ア 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年8月〇日に死亡し、申立人ら及び亡B（以下、「亡B」という。）が被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- イ 亡Bが令和3年10月〇日に死亡し、申立人らが亡Bの被申立人に対する損害賠償請求権（被相続人の持分）を承継したこと
- ウ 申立人らの知る限り、申立人ら及び亡Bが、被相続人の全相続人であること、及び申立人らが、亡Bの全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 被相続人に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I）①（要介護）による増額分）

イ 申立人X1に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I）⑥（重度又は中等度の持病）による増額分）

期間 上記損害項目アについて

平成23年3月11日から平成29年8月〇日まで

上記損害項目イについて

平成23年8月1日から平成24年8月31日まで

3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,060,000円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 被相続人に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針Ⅰ）①（要介護）による増額分 800,000円

イ 申立人X1に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針Ⅰ）⑥（重度又は中等度の持病）による増額分
260,000円

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月6日

（仲介委員 竹之内 俊）